

青少年の自立を支える会通信

第22号 2002年10月15日発行

発行責任者／伊達悦子

編集責任者／福田雅章

発行／青少年の自立を支える会

所在地／宇都宮市南大通り4ノ2ノ18

電話 FAX 028(651)0161

まだまだと思いつつ…

とちぎボランティアネットワーク事務局長

矢野 正広

青少年の自立を支える会もう5周年。早いなーと思いつつも、まだまだだよな、とも思う。

この感想は、大きく2つの対象に向かっている。青少年の自立を支える会「星の家」についてと、こうしたボランティア団体(NPO)を応援すべき自分たちの団体、とちぎボランティアネットワークのこと。

まず、お互い大変だなーというのが共通した感想。そしてお互い頑張ってるよな、というもある。市民団体として、若者の自立を応援する施設を「無いんなら作ってしまえ」と制度の応援もなくやっていると活動。NPO 法人でも、入居型(福祉)施設を運営するのは高齢者のグループホームなどがあるが、介護保険とかの制度の応援もあるなかでの活動だ。それに比べて、補助金少ないよな、県も市も、と思う。だから心ある市民(ボランティア)に寄付を募る。しかし、その額もまだ充分ではない。

支援者をもっと増やさねばと、今度は応援する、とちぎボランティアネットワークの立場になり考える。

次に、青少年の自立を支える会としては、職員が雇えるだけのお金(寄付とか)が無いのなら、その労力分をボランティアに応援を求めたい、と考える(と思う)。しかし、自立援助ホームは生活の場。むやみやたらにボランティア(特に初心者の人など)を入れるわけにはいかない。プロと同等の能力や根

気がある人の方がいいはずだ。そこまでの力量は望まなくても、せめて週に2時間は曜日と時間帯を決めて、確実に1年間通って来てくれる人が数人いたら違うのに、と思う。

ここでまた、応援するボランティアネットワークの仕事をふりかえってしまう。まだまだそれぞれの団体の求めに応じて、最もふさわしいボランティアを確保することができてないんだよな、と思う。

市民活動団体の職員は人一倍ボランティアな人だ。そして職員は他人の3倍働いて給料は2分の1だと思っただけじゃないだろう。だけど具体的な応援をしてくれる人がいれば、その個人負担分はだんだん少なくなる。元気がでてくる。週に2時間(月8時間)、それでなければ自分の所得の300分の1をこうした活動のために差し出すボランティアな人がいっぱい増えること、そういうボランティアが人口の40%になることを夢みている。二股をかけざるを得ない私は本業のとちぎボランティアネットワークとして青少年の自立を支える会を、まだまだと思いつつ応援しています。

(日本では毎週2時間程度ボランティア活動をしている人は、人口の5%程度とされています。アメリカでは同様の人が人口の40%程度いるというウワサです)

家族とは？親とは？

— 児童虐待で思うこと —

県南児童相談所 鈴木 友之

平成13年度に全国の児童相談所が受理した虐待相談は2万件を越え、10年前と比較して20倍以上になっている。「職員が楽しくなければ子どもも楽しめない（子どもの発達はない）」を合言葉に、不登校児童や障害幼児のグループ指導をしていた時代が遠い昔になり、今や「児童相談所」は「虐待相談所」と化し、通報により職員は“人さらい”へと変身し、虐待者との戦いに出かけていく日々を送っている。

虐待者から罵声を浴びせられたり、理屈にならない理屈を延々と聞かされながらも、一時保護をした児童から「家には帰りたくない。一時保護所にずっといたい」という言葉を聞くと、“人さらい”をしてきた子どもにとっての最善の利益を守っているという自負心と、分離ただけで家庭復帰が進まない現状では、家族解体のお先棒を担いでいるだけなのではという空虚感の狭間で、職員は心身ともに疲れ果てている。

どんな親であっても親がいた方がいいのか、心身を傷つけ子どもの成長を阻害する親ならかえっていない方がいいのか、親の顔を知らずに施設で育った子どもと虐待する親に育てられた子どもではどちらが幸せなのか、虐待相談にあたっていると、こんな愚問もつい考えてしまう。

家族とは……？ 親とは……？ 同じ屋根の下に寝ているものの、夕食は帰宅の順番にすませ、その後はそれぞれの部屋で時間を過ごす、子どもからは「他の子どものことを心配して、自分の子どものことは心配しないの？」と言われ、父親はそれでも家族の心は繋がっているという信念だけで家族として成り立っていると思っている、こういう我が家も家族と呼ぶことができるのだろうか。

星さん家族・利用者が揃って大勢で食卓を囲み、一日あったできごとを我先に話し出す、また、ボラ

ンティアがひっきりなしに出入りする、星の家には、40年前の日本のどこにでも見られた家庭の風景がある。星さん夫婦は大変なのだろうが、それを感じさせずに、集う人が何となくホッとできるところが星の家である。子どもたちにも大人たちにも、こんな住処が増えてくれればと思う。

イベント情報

◆青少年の自立を支える会

設立5周年記念式典

第5回星の家まつり

開催日 10月27日(日)

記念式典

場所 宇都宮市明保野体育館

(午前10時～10時20分)

星の家まつり

場所 宇都宮市明保野体育館及び南側
駐車場

(午前10時30分～午後3時)

◆第1回街頭募金

日時 10月20日(日) 午前10時～
午後4時

場所 東武宇都宮百貨店～オリオン通
り

「認定NPO法人」としての 認定をめざして—経過報告—

青少年の自立を支える会事務局長 福田雅章

現在、事務局の懸案事項は認定NPO法人としての認可申請です。現状を報告します。

●認定NPO法人の特典とは

本会は、特定非営利活動（NPO）法人としての認証を受けていますが、本会への寄付金に対しては税制上の優遇措置はありません。つまり、社会福祉法人へ寄付した場合、一定額（1万円）を超えた分が所得控除の対象になるのですが、NPO法人への寄付はそれが無いのです。認定NPO法人になりますと、寄付金については社会福祉法人と同等の優遇措置が受けられるのです。ですから、NPO法人は都道府県の認証ですが、認定NPO法人は国税庁の認定が必要となります。

●認定要件は

最も重要な要件は、2カ年にわたって総収入額のうち3分の1以上が寄付金でなくてはなりません。（3分の1要件）

●会費の扱いは

申請作業の中で最初に問題になったのは、会費の扱いでした。支える会(本会)は、会員に1口5000円の会費を頂いています。会費といっても会員としての特典は、年4回、会報と星の家だよりが送られてくるぐらいです。当初、国税局の回答は、会費といっても対価性がないので会費を寄付とみなしても差し支えないということでした。しかし、後に会員の総会における議決権が問題になりました。国税局は「会費を支払って議決権を買っているとみなすことができるので対価性がある」という見解です。ただ、本会は会費を2口以上支払っている人が多いので、2口目からは寄付としてみないてもよいということでした。つまり、1人について支払った会費のうち5000円を控除したものが寄付金ということになったのです。

●寄付金から控除されるもの

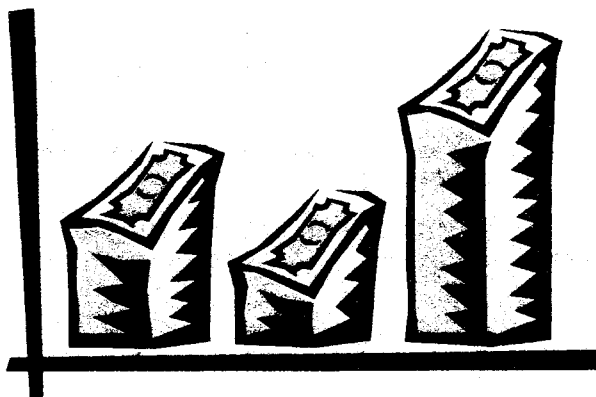
寄付金といっても全部が全部、前記の3分の1要件の対象になるわけではありません。次のようなものが寄付金から控除されてしまいます。

- ・ 寄付者の氏名・住所が明らかでないもの（例えば匿名の寄付、募金）
- ・ 寄付金の基準限度額を超えた額（1人につき寄付金総額の2%が基準限度額です。本会の場合、約11万円が基準限度額でした。これを超えた額はすべて控除されます。
- ・ 3000円未満の寄付

●親族は1人として扱われます

親族関係にある場合、合算して1人の寄付金として扱われます。具体例をあげますと、平成12年度、親族関係にある10人で合計約90万円の寄付金がありました。基準限度額は約11万ですから約79万は寄付金から控除されてしまいます。（この作業はとてみたいへんでした。）

結局、総収入のうち寄付金の占める割合は、平成12年度が41.2%、平成13年度が45.0%となり、見事3分の1要件をクリアすることができました。9月中には申請書を提出できそうです。でも問題はこれからです。とりあえず最初の報告です。



報告 全国自立援助ホーム交流会 in 高知

(9月25日～26日)

毎年、行われている全国自立援助ホーム連絡協議会の交流会に福田事務局長と二人で出席してきました。今年が高知市で開催され、「星の家」と同じく県単の補助金のないところで苦勞されている「岡田ホーム」が初日の会場となりました。用意して下さった土佐名物「皿鉢料理」のご馳走をいただきながら例年通りの和気あいあいとした雰囲気の中で、たいへん中身の濃い交流会となりました。

全国大会とは言っても、まだ数が少ない自立援助ホームですので出席者は20数名なのですが、私にとっては一年に一度、同じ仕事をしている仲間と再会し、苦勞を分かち合い元氣をもらえる貴重な機会です。

初日は各ホームからの現状報告を中心に情報や意見の交換が行なわれましたが、石川県自立援助ホームが廃止されたという報告は他人事とは思えずショックでした。

その他、運営資金の問題、入居者の就労につい

て、行政機関との関係について、そして難しい入居者との関わり……等々、どこのホームも抱えている問題はたくさんあり「うちもまだまだこれからたいへんだなあ」と思いました。

翌日はホテルの会議室で、代表の遠藤さんから提案されたいくつかの問題について話し合いが行なわれました。

12月に東京で予定されている「子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会・パレード」には協議会として協力をし、積極的に参加者を募っていくことが確認されました。

また、平成16年度に予定されている児童福祉法改正に向けて、今年度中に協議会として要望書をまとめ国に提出すること。そのために何回か会議を持つことが決まりました。

岡田ホームでは知的障害者のグループホームも併設されており、そちらに入居されている人たちやOBの方、ボランティアの人たちの明るい笑顔が印象に残った高知での交流会でした。(星)

子どもの虐待死を悼みいのちを讃える市民集会・パレード

12月13日(金)夕方、東京日比谷に全国の市民とともに集り、

鎮魂の祈りを捧げ、静かな怒りを燃やしましょう!

子どもを守り、子育てを支援するため、児童虐待防止法、

児童福祉法等の改正と制度の改善を求めます!

●支援の輪 (平成14年9月30日現在)

- ◇会員数 716名
- ◇会費 2,505,000円
(平成14年4月～平成14年9月)
- ◇寄付 929,762円
(平成14年4月～平成14年9月)

☆ 支えてください! ☆

多くの人たちの思いを集めて「星の家」は生まれました。

皆様一人ひとりのお力が

頼るべき家庭を失った子どもたちの自立を支えます。

もっともっと支援の輪を広げてください。

入会、ご寄付のお申し込みは「星の家」までお願いいたします。

ご連絡下されば資料をお送りいたします。

自立援助ホーム「星の家」

〒321-0963

栃木県宇都宮市南大通り4-2-18

Tel 028-651-0161

Fax 028-651-0162

郵便払込 / 口座番号: 00140-3-366972

名義: 青少年の自立を支える会